

○教育推進室内規

(平成 24 年 7 月 25 日. 理事 (教育担当) 裁定)

(趣旨)

第 1 条 この内規は、弘前大学教育推進機構規程 (平成 24 年規程第 89 号。以下「規程」という。) 第 10 条第 2 項の規定に基づき、教育推進室の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 教育推進室は、機構長を補佐し、教育の改善及び充実に係る企画立案等を行う。

(組織)

第 3 条 教育推進室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 機構長が指名する職員

(室長)

第 4 条 室長は、室員の互選によりこれを定める。

2 室長は、教育推進室の業務を統括する。

(副室長)

第 5 条 室長は、室員の中から副室長を指名することができる。

2 副室長は、室長の職務を助ける。

(庶務)

第 6 条 教育推進室の庶務は、学務部教務課において処理する。

(その他)

第 7 条 この内規に定めるもののほか、教育推進室に関し必要な事項は、教育推進室が別に定める。

附 則

この内規は、平成 24 年 7 月 25 日から施行する。